

# 大阪府条例第九十一号

## 大阪府温暖化の防止等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成十七年大阪府条例第百号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(電気需給対策計画書の作成等)</p> <p>第三十条 小売電気事業者等は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した電気の需給についての対策に関する計画書（以下「電気需給対策計画書」という。）を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。ただし、府の区域内に係る電気の需給の見通しに照らして知事が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>一―五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(電気需給対策計画書の作成等)</p> <p>第三十条 小売電気事業者等は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した電気の需給についての対策に関する計画書（以下「電気需給対策計画書」という。）を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。</p> <p>一―五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(電気需給対策報告書の届出)</p> <p>第三十一条 小売電気事業者等は、規則で定めるところにより、<u>電気需給対策計画書に基づいて行つた電気の需要の平準化及び供給の確保のための対策並びに電気の需給の実績を記載した報告書（以下「電気需給対策報告書」という。）を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。ただし、前条第一項ただし書の場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(電気需給対策報告書の届出)</p> <p>第三十一条 小売電気事業者等は、規則で定めるところにより、<u>電気の需要の平準化及び供給の確保のための対策並びに電気の需要及び供給の実績を記載した報告書（以下「電気需給対策報告書」という。）を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>

第二条 大阪府温暖化の防止等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建築主の環境配慮義務)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2―4 (略)</p> <p>5 建築物（特定増改築（建築物省エネルギー法附則第三条第一項に規定する特定増改築をいう。以下同じ。）に係る部分に規則で定める非住宅部分を有するもの又は新築等に係る部分に規則で定める住宅部分を有するものに限る。）の新築等をしようとする者は、当該建築物又はその部分（当該規則で定める非住宅部分又は住宅部分を有する部分に限る。）を建築物とみなしたものが建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう、建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置を講じなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(建築主の環境配慮義務)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2―4 (略)</p> <p>5 建築物（特定増改築（建築物省エネルギー法附則第三条第一項に規定する特定増改築をいう。以下同じ。）に係る部分に規則で定める非住宅部分を有するもの又は新築等に係る部分に規則で定める住宅部分を有するものに限る。）の新築等をしようとする者は、当該建築物又はその部分（当該規則で定める非住宅部分を有する部分に限る。）を建築物とみなしたものが建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう、建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置を講じなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p>

(建築物環境計画書の作成等)

第十七条 (略)

一―四 (略)

五 前条第七項の規定による評価の結果

六 (略)

2・3 (略)

(建築物環境計画書の作成等)

第十七条 (略)

一―四 (略)

五 前条第六項の規定による評価の結果

六 (略)

2・3 (略)

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。